

カーボン・オフセット制度第三者認証プログラム利用者約款

(目的)

第1条 本約款は、カーボン・オフセット制度（以下「本制度」という。）において、カーボン・オフセット第三者認証プログラム利用者とプログラム管理者等との関係を規定するものである。

(用語の定義)

第2条 本約款における用語は、本約款に特別に定める場合を除き、「カーボン・オフセット第三者認証プログラム実施規則」（令和7年10月9日 炭素会計アドバイザー協会）の用語による。

(カーボン・オフセット第三者認証プログラム利用者の義務)

第3条 カーボン・オフセット第三者認証プログラム利用者は、基本文書の内容を確認の上これに従う。また、基本文書の最新の内容について確認するとともに、その内容の変更に伴いプログラム管理者等が必要と認める場合は適宜対応を行う。

(秘密の保持)

第4条 カーボン・オフセット第三者認証プログラム利用者は、プログラム管理者等が本制度の運営に必要な範囲で、カーボン・オフセット第三者認証プログラム利用者の情報を第三者に提供することをあらかじめ承諾するものとする。ただし、プログラム管理者等は、第三者への情報提供を行う前に、カーボン・オフセット第三者認証プログラム利用者に情報の内容及び提供する相手方を通知する。

(免責事項)

第5条 本制度におけるカーボン・オフセット認証、カーボン・ニュートラル認証及びカーボン・ニュートラル計画登録（以下「認証等」という。）に伴い、何らかの経済的・社会的問題等が発生した場合には、全てカーボン・オフセット第三者認証プログラム利用者の責任で対処しなければならない。また、本制度の利用によりいかなる損失が生じても、プログラム管理者等は責任を負わず、カーボン・オフセット第三者認証プログラム利用者は、プログラム管理者等に対して一切の責任分担を求めない。

2 カーボン・オフセット第三者認証プログラム利用者は、本制度による認証等の対象となる事業活動に伴う影響や商品等の品質、性能、安全性等についての一切の責任を負い、プログラム管理者等は一切の責任を負わない。

3 プログラム管理者等が制度運営に関する業務について、外部の機関と請負契約できることにカーボン・オフセット第三者認証プログラム利用者は合意し、請負契約の相手方となる外部の機関についても前二項を適用することに合意する。

(約款の変更等)

第6条 プログラム管理者等は、予告なく本約款を改定することができ、また、特約を別に定め、改定することができる。また、約款及び特約を制定又は改定したときは、プログラム等が指定するウェブサイト上に速やかに記載する。本約款とは別に、本約款に係る特約を設定した場合には、特約が約款に優先する。

2 本約款及び特約に定めがない場合は、プログラム管理者等の指示に従うものとする。

(権利義務関係)

第7条 カーボン・オフセット第三者認証プログラム利用者は、認証等の取消し又は取下げ等により認証等の効果を失った場合は、基本文書に基づく権利義務関係は消失する。ただし、性質上当該カーボン・オフセット第三者認証プログラム利用者が引き続き負う必要があると認められる義務についてはこの限りではない。

(本制度の変更、中止又は終了)

第8条 本制度は、利害関係者が表明した見解を踏まえ、プログラム管理者等が指定するウェブサイトへの掲示による予告の上で、本制度の一部又は全部を変更、中止又は終了することができる。

2 前項に基づき本制度が変更、中止又は終了されたことによりカーボン・オフセット第三者認証プログラム利用者に損害等が発生しても、プログラム管理者等は一切責任を負わない。

(準拠法及び管轄裁判所の合意)

第9条 本約款の準拠法は、日本法とする。

2 本約款及び特約に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

1. 本約款は、令和7年10月9日から施行する。